附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十九号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十五条の四第二号及び第三十八条第二号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十六条の三十七の二　令第三十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める事項は、当該家庭的保育事業等を行う事業所が所在する市町村における前年度の令第三十五条の四本文に規定する実地の検査の実施状況及び当該家庭的保育事業等を開始してからの年数とする。	（新設）
第三十八条の三　令第三十八条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、当該児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の令第三十八条本文に規定する実地の検査の実施状況及び当該児童福祉施設を設置してからの年数とする。	（新設）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号、第七条第二項及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準） **第二条**　法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一～四　（略） 五　訓練期間　次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。 イ　（略） ロ　実践訓練　次の⑴及び⑵に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該⑴及び⑵に定める範囲 ⑴　実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練　三月以上六月以下（安定的な就職に有効な資格を取得できる申請職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの及び乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第	（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準） **第二条**　法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一～四　（略） 五　訓練期間　次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。 イ　（略） ロ　実践訓練　次の⑴及び⑵に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該⑴及び⑵に定める範囲 ⑴　実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練　三月以上六月以下（安定的な就職に有効な資格を取得できる申請職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの及び乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第